

令和4年職業安定法の改正の概要について

～求人メディア等のマッチング機能の質の向上～

【令和4年9月作成】

職業安定法の改正

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号） 一部を除き令和4年10月1日施行

求職活動におけるインターネットの利用が拡大する中、就職・転職の主要なツールとなっている**求人メディア等**について、幅広く**求人情報・求職者情報を提供する事業を法的に位置づけ**、**職業安定機関との相互の協力の対象に含めるとともに、安心してサービスを利用できる環境とするため、求人メディア等が依拠すべきルールを明確にする。**

1 新たな求人メディア等について広く法的に位置づけ

従来の求人メディア以外にも、職業安定法に規定のない多様なサービスが登場。

- 新たな形態のサービスも含まれるよう「**募集情報等提供**」の定義を拡大。あわせて**求職者に関する情報を収集して募集情報等提供事業を行う者**を**届出制、事業概況の報告**により把握。
- 官民連携の主体として位置づけ、相互協力を規定。

2 求人メディア等が依拠すべきルールを整備

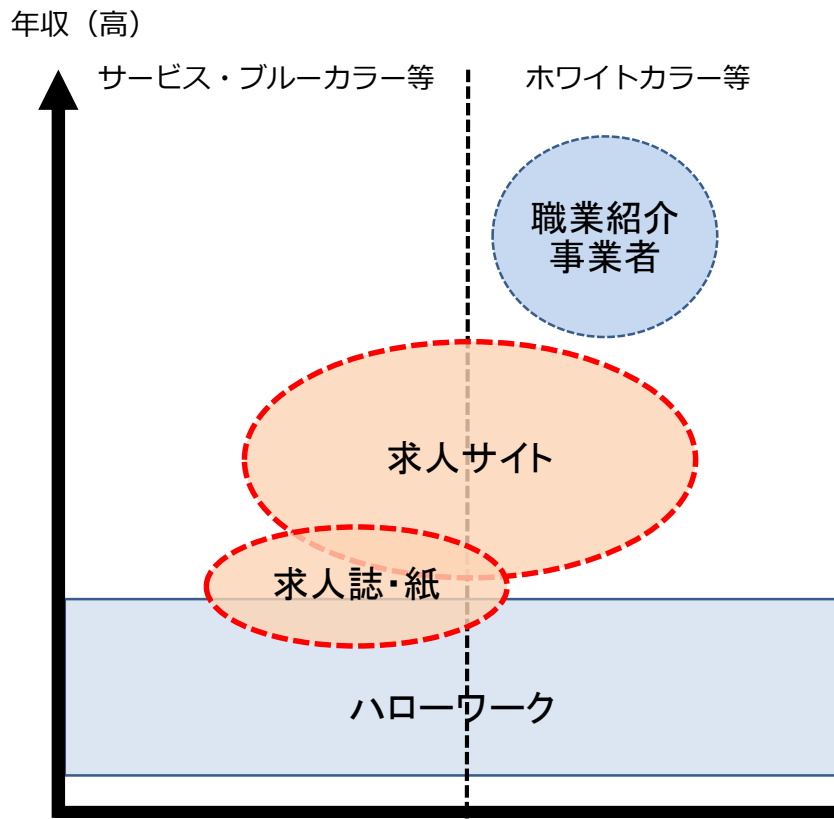
求人メディア等の募集情報等提供事業者について、

- 求人等に関する情報について**的確表示**（虚偽又は誤解を生じさせる表示を禁止し、最新かつ正確な内容に保つための措置を講じること）を義務付け。
- 迅速・適切な**苦情処理**を義務付け。
- **個人情報の保護**や**秘密保持**を義務付け。
- 法令違反に対する**改善命令等**を可能とする。

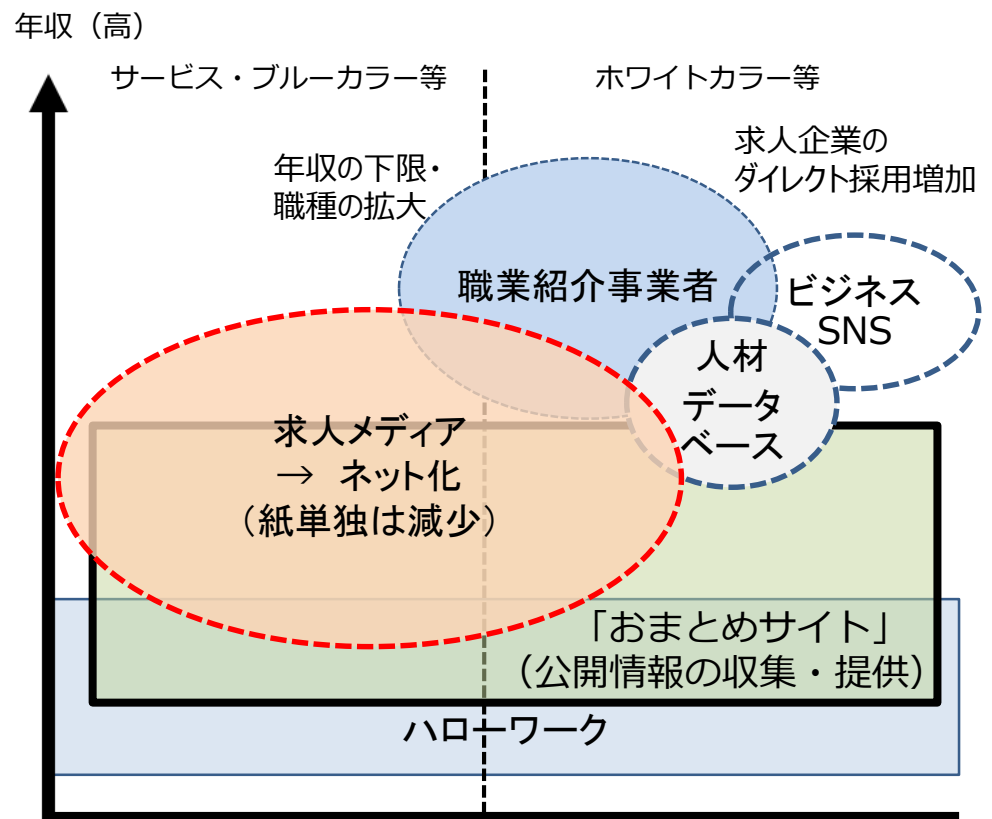
注：的確表示は、職業紹介事業者、求人企業（労働者を募集を行う者）等にも同様に義務づけ。

求人メディア等の多様化のイメージ

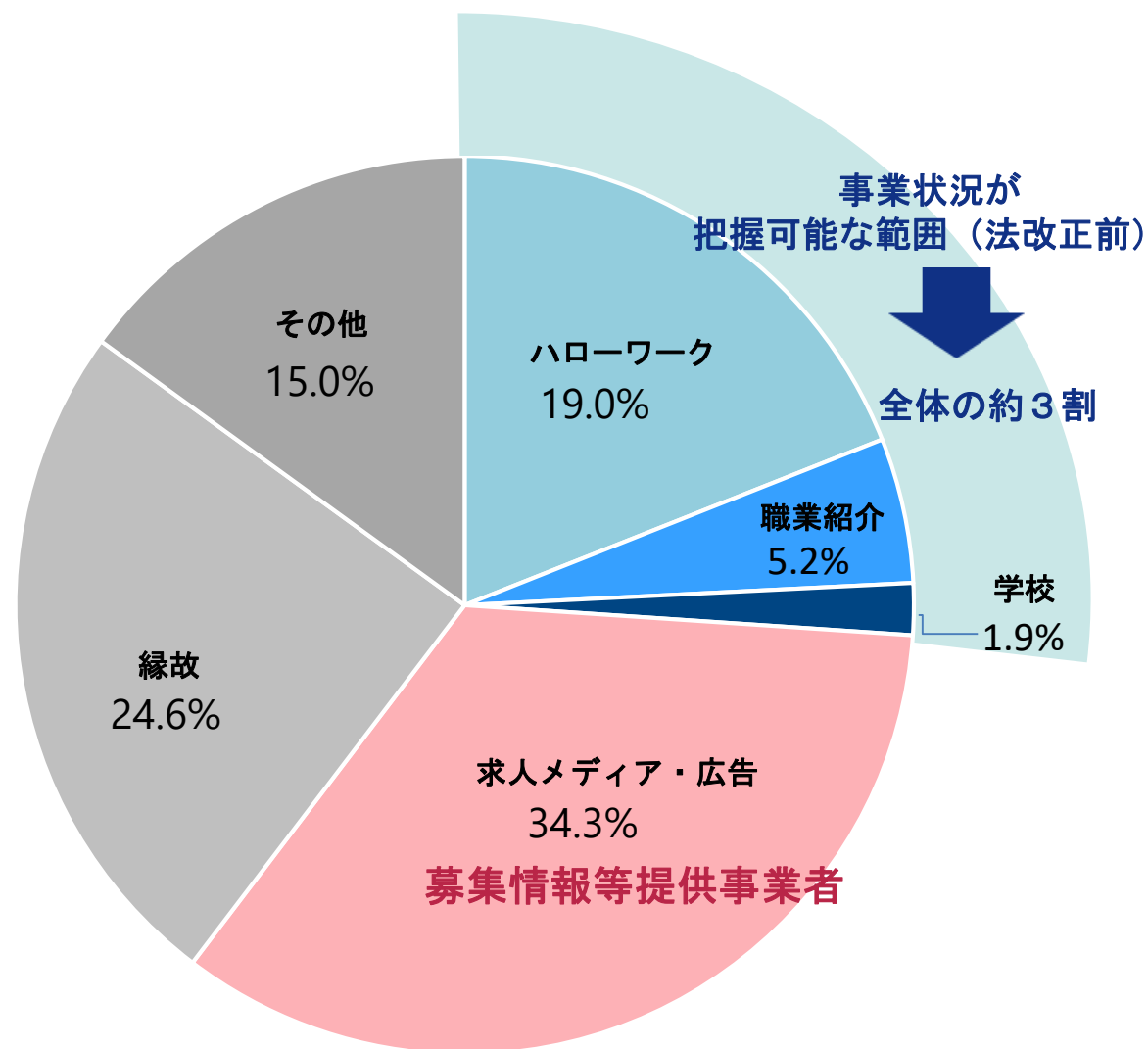
従来のイメージ



最近の多様化のイメージ



入職経路（新卒以外）



※2020年 厚生労働省「雇用動向調査」

※新卒以外とは、雇用動向調査における、入職者のうち、未就業入職者の新規学卒者を除いたもの

「募集情報等提供」の定義の見直し

職業安定法における「募集情報等提供」の定義を拡大し、新たな形態のサービスについても職業安定法上の規定の対象となるようにする。

改正の内容

- これまで、「募集情報等提供」については、「求人企業」又は「求職者」の依頼を受けて「求職者」又は「求人企業」に求人情報・求職者情報を提供することが定義の対象であった。
- 近年、IT技術の発展に伴い、この定義にあてはまらない形で募集情報等提供を行う新たなサービスが生まれていることを踏まえて、以下のようなサービスについても「募集情報等提供」の定義に含める。
 - ① 他の職業紹介事業者や募集情報等提供事業者を、依頼元や情報提供先にするもの
 - ② インターネット上の公開情報を収集する（クロール）など、特段の依頼なく収集した情報を提供するもの

法律の条文と事業類型のイメージ

(定義)

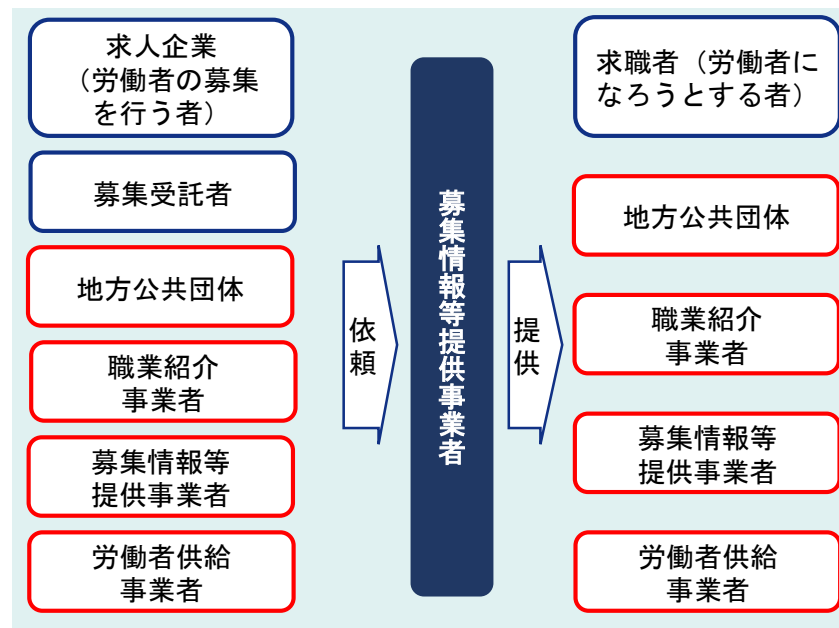
第四条

⑥ この法律において「募集情報等提供」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 **労働者の募集を行う者等**（労働者の募集を行う者、募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。第三号、第五条の三第一項、第五条の四第一項及び第二項並びに第五条の五第一項において同じ。）又は職業紹介事業者その他厚生労働省令で定める者（以下この項において「職業紹介事業者等」という。）をいう。第四号において同じ。）の依頼を受け、労働者の募集に関する情報を労働者になろうとする者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

【1号事業者】

例：求人メディア、求人情報誌、ビジネスSNS



法律の条文と事業類型のイメージ

二 前号に掲げるもののほか、**労働者の募集に関する情報を、労働者になろうとする者の職業の選択を容易にすることを目的として収集し、労働者になろうとする者等**（労働者になろうとする者又は職業紹介事業者等をいう。次号において同じ。）**に提供すること。**

【2号事業者】

例：クローリング型求人メディア

三 **労働者になろうとする者等の依頼を受け、労働者になろうとする者に関する情報を労働者の募集を行う者、募集受託者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。**

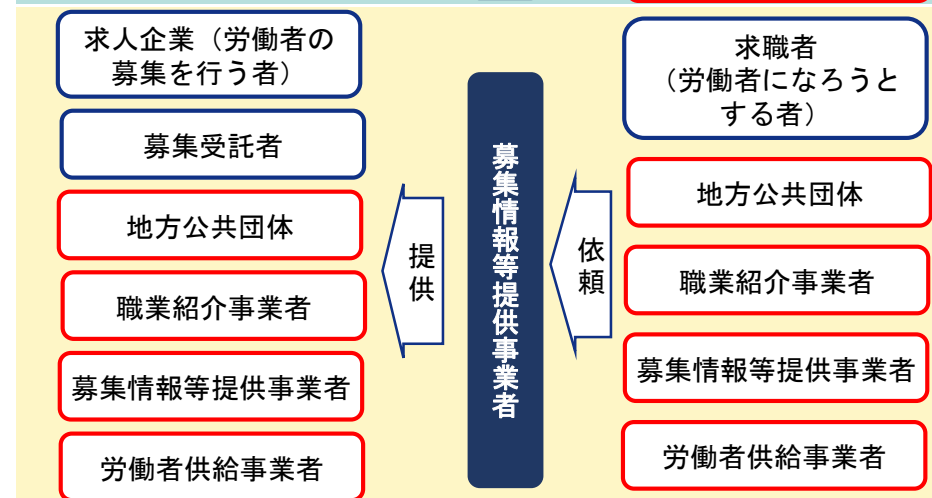
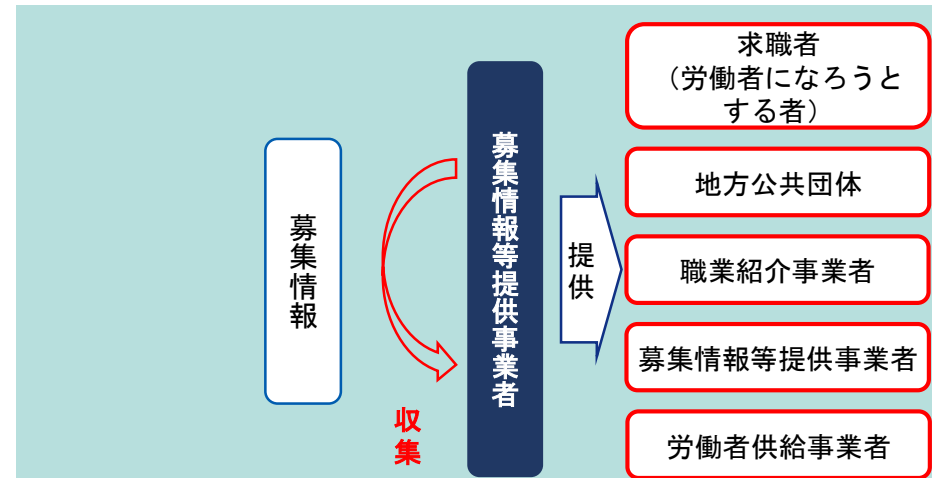
【3号事業者】

例：人材データベース、ビジネスSNS

四 前号に掲げるもののほか、**労働者になろうとする者に関する情報を、労働者の募集を行う者の必要とする労働力の確保を容易にすることを目的として収集し、労働者の募集を行う者等に提供すること。**

【4号事業者】

例：クローリング型人材データベース



特定募集情報等提供事業者の届出制と職業安定機関との相互連携

求職者に関する情報を収集している募集情報等提供事業者に対して届出を義務づけ。また、労働市場における労働力の需給を把握し、実効性のある雇用対策を講じるため、**募集情報等提供事業者と職業安定機関との連携を規定**する。

改正の内容

(1) 「特定募集情報等提供事業者」(※)に事前の届出を義務付け

- 事業者の名称、所在地、電話番号等について、あらかじめ届出を求める。**(厚生労働省本省へ電子申請)**
(※) **募集情報等提供事業者のうち、求職者(労働者になろうとする者)に関する情報を収集して行うもの**

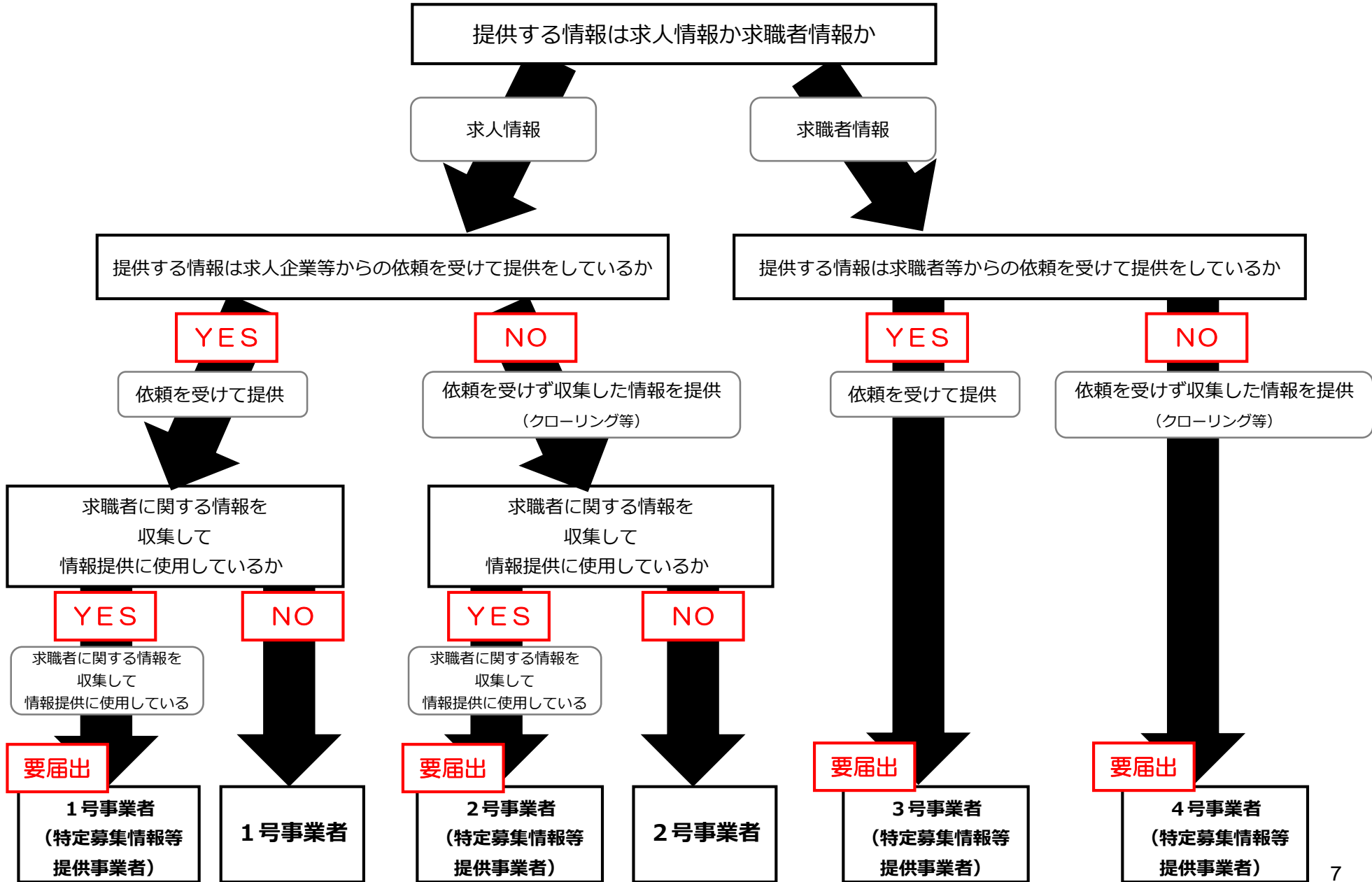
届出を要する例	届出を要しない例
<ul style="list-style-type: none">・会員登録を求めている場合・メールアドレスを集めて配信している場合・閲覧履歴に基づく情報提供をしている場合	<ul style="list-style-type: none">・紙媒体のみで情報提供している場合

- 主なサービス名称、サイトURL、法に規定する事業類型（第4条第6項各号のいずれに該当する事業か）について、届出事項とするとともに、厚生労働省の人材サービス総合サイトに掲載。
※届出事項の変更は、変更日翌日から30日以内、事業の廃止する場合は廃止日から10日以内に届け出るものとする。
- 届出は原則オンライン
注：既存の事業者については、2022（令和4）年10月1日～12月31日に届け出るものとする（経過措置）
- 「特定募集情報等提供事業者」に、年に1度、事業概況報告書の提出を義務付け

(2) 職業安定機関との連携を規定

- 職業安定機関及び募集情報等提供事業者は、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するよう努めなければならない旨を規定。

募集情報等提供事業の事業類型（P4、P5に対応）



求人等に関する情報の的確表示

募集情報等提供事業者が書面、インターネット等の広告等により提供する**求人等に関する情報**（求人情報、求職者情報、求人企業に関する情報、自社に関する情報、事業の実績に関する情報）について、①**正確かつ最新の内容に保つための措置を講じる**こと、②**虚偽の表示・誤解を生じさせる表示をしてはならない**ことを義務付け。求人企業（労働者の募集を行う者）にも同様の義務づけ。

改正の内容

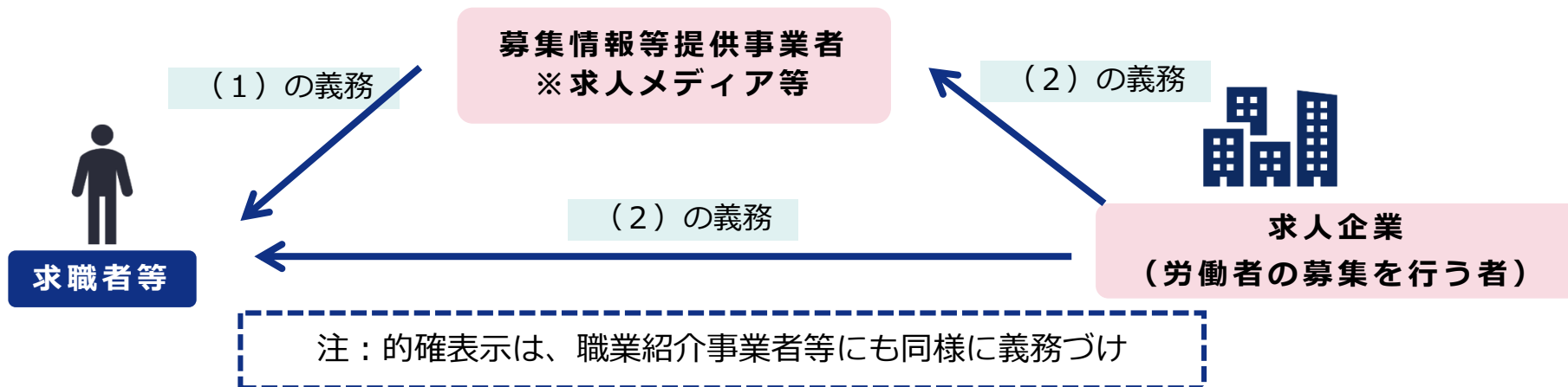
（１）募集情報等提供事業者の的確表示の義務

- ① 求人等に関する情報について、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。
- ② 求人等に関する情報について、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

（２）求人企業（労働者の募集を行う者）の的確表示の義務

- ① 求人等に関する情報について、正確かつ最新の内容に保たなければならない。
- ② 求人等に関する情報について、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

【イメージ図】



個人情報保護規定の適用

利用者が納得・安心してサービスを利用できる環境とするため、募集情報等提供事業者を求職者等の個人情報の取扱いに関する規定等の対象とするとともに、個人情報の利用目的を明らかにする義務を創設する。

改正の内容

(1) 個人情報取扱規定等を適用 (対象：特定募集情報等提供事業者)

職業紹介事業者	募集情報等提供事業者
職業紹介事業者に対して、以下の規定の適用がある。 <ul style="list-style-type: none">求職者等の個人情報の取扱いに関する規定求職者等の秘密を守る義務個人情報のみだりな第三者提供の禁止	<u>特定募集情報等提供事業者(※)</u> について、新たに以下の規定を適用。 <ul style="list-style-type: none">求職者等の個人情報の取扱いに関する規定求職者等の秘密を守る義務個人情報のみだりな第三者提供の禁止

(※) 募集情報等提供事業者のうち、求職者(労働者になろうとする者)に関する情報を収集して行うもの

(2) 個人情報利用目的の明示の義務付け (対象：特定募集情報等提供事業者を含む職業紹介事業者等)

求職者等の個人情報の取扱いに関する規定

職業紹介事業者等は、求職者等の個人情報を業務の目的の達成に必要な範囲内で収集・保管・使用しなければならない。
ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。(改正前)



職業紹介事業者等は、求職者等の個人情報を業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより目的を明らかにして収集・保管・使用しなければならない。
ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。(改正後)

インターネットの利用その他適切な方法により行う

苦情処理、事業情報の公開、改善命令等

改正の内容

(1) 募集情報等提供事業者の苦情処理体制

- 募集情報等提供事業者に対し、利用者からの苦情を迅速・適切に処理するとともに、それに必要な体制を整備することを義務づける。

(2) 募集情報等提供事業者の事業情報の公開

- 利用者のサービス選択に資するため、募集情報等提供事業者に対し、事業に関する情報を公開する努力義務を新設。

公開項目

- ・ 労働者の募集に関する情報の的確な表示に関する事項
- ・ 苦情の処理に関する事項
- ・ 個人情報 を適正に管理するために講じている措置に関する事項
- ・ 表示順を決定するために用いられる主要な事項
(広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、決定に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含む)

(3) 法違反に対する改善命令等

- 募集情報等提供事業において、求人等に関する情報の的確表示、個人情報の取扱いや秘密保持等に関し、違法な取扱いがあった場合の改善命令等ができることを規定。